第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、平内町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に防災・減災のための町民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、平内町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。なお、風水害等防災計画は別編とする。

- 1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、平内町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部事項については、平内町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3. 地震・津波災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4. 平内町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又その他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織(第2章)

防災対策の実施に万全を期するため、平内町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

2. 災害予防計画(第3章)

地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、平内町及び防災関係機関等の予防的な施 策・措置等について定めるものである。

3. 災害応急対策計画(第4章)

地震・津波が発生した場合に、被害の拡大を防止し、二次的に発生する災害を防御するため、平内 町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4. 災害復旧対策計画(第5章)

被災した施設の応急復旧終了後における原型復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、平内町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

1. 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災の 第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体 等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震・津波災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に 行わ れるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震・津波災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並び に関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

その1

	機	関	名		処理すべき事務または業務の大綱		
	平	内	町	1.	防災会議に関すること		
				2.	防災に関する組織の整備に関すること		
平				3.	防災に関する調査、研究に関すること		
				4.	防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること		
内				5.	指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること		
				6.	防災に関する物資等の備蓄に関すること		
町				7.	防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動		
					に関すること		
				8.	要配慮(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。		
					以下同じ。)者の安全確保に関すること		
				9.	地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、		
					報告に関すること		
				10.	水防活動、消防活動に関すること		
				11.	災害に関する広報に関すること		
				12.	避難勧告等に関すること		
				13.	災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること		
				14.	公共施設・農林水産業施設の応急復旧に関すること		
				15.	農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること		
				16.	建築物等の応急危険度判定に関すること		
				17.	罹災証明の発行に関すること		
				18.	災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること		
				19.	その他災害対策に必要な措置に関すること		
	平内町	下教 育 委	員 会	1.	防災教育に関すること		
				2.	文教施設の保全に関すること		
				3.	災害時における応急の教育に関すること		
				4.	その他災害対策に必要な措置に関すること		

~ ()					
	機関名	処理すべき事務または業務の大綱			
消	青森地域広域事務組合	1. 災害の予防、警戒及び防御に関すること			
防	消防本部	2. 人命の救助及び救急活動に関すること			
機	平内消防署	3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること			
関	平内町消防団	4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること			
		5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること			
	青 森 警 察 署	1. 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、			
		報告に関すること			
		2. 災害時の警備に関すること			
		3. 災害広報に関すること			
		4. 被災者の救助、救出に関すること			
青		5. 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関すること			
		6. 災害時の交通規制に関すること			
		7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること			
		8. 避難勧告等に関すること			
		9. 大津波警報、津波警報及び津波注意報(以下「津波警報等」という。)			
		の伝達に関すること			
		10. その他災害対策に必要な措置に関すること			
森	東青地域県民局	1. 災害救助に関すること			
	地域健康福祉部	2. 医療機関との連絡調整に関すること			
		災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること			
		4. 防疫に関すること			
	東青地域県民局	1. 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関			
	地域農林水産部	すること			
		. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する			
県		こと			
		. 水産業に係る被害状況調査及び応急対策、復旧の指導、助言に関する			
		こと			
		4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業協同利用施設等の被害状			
		況調査並びに応急対策及び復旧に関すること			
	東青地域県民局	1. 公共土木施設(河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下			
	地 域 整 備 部	水道、公園等)の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること			
		2. 水防活動に関すること			
	東青教育事務所	1. 文教関係の災害情報の収集に関すること			
		2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること			
	農林水産省	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関			
	(東北農政局、青森県	すること			
指					
定					
地		3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること			
方		4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給			
行		あっせん及び病害虫防除の指導に関すること			
政		5. 土地改良機械の緊急貸付に関すること			
機	6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関す				
関		こと			
		7. 被災農林業者への資金(土地改良資金、農業経営維持安定資金、経			
		営資金、事業資金等)の融通に関すること			

ŧ		処理すべき事務または業務の大綱
	東北森林管理局	1. 森林、治山による災害防止に関すること
	(青森森林管理署)	2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する こ
		٤
指		3. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること
		4. 災害時における関係職員の派遣に関すること
		5. 林野火災防止対策等に関すること
	末 小 小 士 軟 供 日	6. 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
	東北地方整備局青森河川国道事務所	1. 公共土木施設(直轄)の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報(青森地方気象台との共同)の発表
定	(青森国道維持出張所)	・伝達等水防に関すること
Λ_	(月林四垣神刊田北川)	3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること
		4. その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関すること
		5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
1	東北地方整備局	1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること
地	青森港湾事務所	2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の
		指導、協力に関すること
		3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関
		すること
١.	東 北 運 輸 局	1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収
方	13 //10 102 113 / 24 //3	集及び伝達に関すること
	八戸海事事務所	2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に
		関すること
		1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること
行	青森海上保安部	
1,		援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3.海上警備、海上における危険物の保安措置、海上災害に対する防除活
		動及び海上交通の確保等に関すること
		4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること
	青森地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集・発表に関す
政		ること
		2. 気象、地象(地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)
		及び水象の予報及び警報等の防災 関 気象情報の発表・伝達及び解説に関
		すること
		3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
機		4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関するこ
		と
		5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	東北総合通信局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること
関		2. 非常通信訓練に関すること
		3. 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及
		び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
		4. 火古吋にねける电刈旭后が帷床及び炸吊旭后が連用各埋に関すること
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	

その4

そ 0.		処理すべき事務または業務の大綱
指	青 森 労 働 局	1. 被災者に対する職業の斡旋に関すること
	青森労働基準監督署	2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること
定	ハローワーク青森	3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること
		4. 災害時における労務供給に関すること
地		
	東京航空局	1. 航空事故防止のための教育・訓練・災害時における救援物資及び人員
方	三沢空港事務所	等の緊急輸送の確保措置に関すること
	青森空港出張所	2. 災害時における航空機による輸送の安全確保に関すること
行	17/// 17 17 17//	3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	陸上、海上、航空自衛	1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること
政	隊	2. 災害時における応急復旧の支援に関すること
	120.	
機		
関		
	東日本旅客(北海道旅	1. 鉄道事業の整備及び管理に関すること
	客、日本貨物) 鉄道株	2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること
	式会社、青い森鉄道株	3. その他災害対策に関すること
	式会社	
指	東日本電信電話株式会	1. 気象警報の町への伝達に関すること
定	社青森支店	2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」「緊急電報」の優先利用に関
公	エヌ・ティ・ティ・コ	すること
共	ミュニケーションズ株	3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること
機	式会社	4. 電気通信設備の早期復旧に関すること
関	株式会社NTTドコモ	5. 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関するこ
及	東北青森支店	ک
び	KDDI株式会社	
指	ソフトバンク株式会社	
定	日本郵便株式会社	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること
地	(小湊郵便局)	
方	日本赤十字社青森県支	1. 災害時における医療対策に関すること
公	部	2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
共		3. 義援金品の募集及び配分に関すること
機	東北電力株式会社青森	1. 電力施設の整備及び管理に関すること
関	営業所	2. 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会	1. 放送施設の整備及び管理に関すること
	青森放送局	2. 地震・津波情報、津波警報等災害情報及び被害状況等の放送並びに防
	青森放送株式会社	災知識の普及に関すること
	青森支社	
	株式会社青森テレビ	
1	青森支社	
	青森朝日放送株式会社	
	株式会社エフエム青森	

その5

その 5 機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱		
	(一社) 法人青森県工	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること		
指	ルピーガス協会東青支	2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること		
定	部			
公	一般社団法人青森市医	1. 災害時における医療救護に関すること		
共	師会			
機	(公社) 青森県トラッ	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること		
関	ク協会青森支部	2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること		
及	下北交通株式会社			
び	青森出張所			
指	十和田観光電鉄株式会			
定	社 青森総合営業所			
地	日本通運株式会社			
方	青森支店			
	日本銀行(青森支店)	1. 災害時における通貨及び金融対策に関すること		
	東日本高速道路株式会	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること		
	社(東北支社、青森・			
関	八戸・十和田管理事務			
	所)			
	平内町商工会	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協		
共		力に関すること		
的		2. 災害時における物価安定についての協力に関すること		
丑		. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっ		
体		せんに関すること		
そ		1. 農林水産業に係る被害調査に関すること		
	平内町漁業協同組合森			
	林組合あおもり			
	運輸業関係団体			
	建設業関係団体			
上	その他ボランティア団			
重	体等の各種団体			
要か	放送機関	1. 放送施設の整備及び管理に関すること		
な 施	コミュニティエフエム			
⇒n.	17. 17. kele lest NV. Le	被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること		
の	病院等経営者			
管		2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること		
理		3. 災害時における病人等の受入れに関すること		
者		4. 災害時における負傷者の医療・助産、救助に関すること		
TH				

ᡮ	幾 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
公	社会福祉施設経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
共		2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること
的		3. 災害時における入居者の保護に関すること
寸	金 融 機 関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること
体		
そ		
\mathcal{O}		
他	学 校 法 人	1. 防災教育に関すること
防		2. 避難施設の整備、避難訓練等の実施に関すること
災		3. 災害時における応急の教育に関すること
上	危険物関係施設の管理	1. 災害時における危険物の保安に関すること
重	者(むつ小川原地区石	The second of the second secon
要	油コンビナート等特別	
な	防災区域協議会等)	
施	多数の者が出入りする	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
設	事業所等	2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること
(T)	(病院・百貨店・工場	3. 来場者等に対する避難誘導に関すること
管理	等)	
理		
者		

第6節 町の自然的・社会的条件

1. 位置

平内町は、青森県のほぼ中央に位置し、東は野辺地町、東北町、七戸町と、西は県都青森市に隣接している。北は、陸奥湾に深く突出した夏泊半島を擁し、南は那須火山帯に属する八甲田山脈に連なっている。

位置 北緯 40度55分24秒

東経140度57分33秒(役場庁舎位置:昭和56年国土地理院調べ)

総面積 217.08 km² (平成28年10月1日現在)

2. 地勢

(1) 地形及び地質

当町は、三方を海に囲まれ、南北に山岳地帯があり、中央部が平坦地となって里山形を呈している。

地質は、小湊川、清水川流域及びその流域の水田地帯が沖積層、山岳部は田代安山岩、石英山岩となっている。土壌は、一般に植壌土が多く、ところによっては砂壌土が見受けられる。

(2) 河川湖沼及び山岳

当町は、南部山岳や半島部の山岳に源を発し、陸奥湾にそそぐ堀差川、清水川、小湊川、盛田川、明神川及び長沢川の2級河川を有し、流路延長は53.9kmに達する。

(3)海岸

当町は、北部の夏泊半島をはじめ、東西に総延長55.4kmにおよぶ海岸線を有する。

(4) 港湾及び漁港

当町は、県が管理する地方港湾である小湊港のほか、県管理の第2種漁港である小湊漁港、清水川漁港、東田沢漁港、稲生漁港、茂浦漁港、町管理の第1種漁港である狩場沢漁港、白砂漁港、浪打漁港の計8つの漁港を有しており、それぞれ当町の基幹産業のホタテ養殖漁業の生産基地として整備され、水産振興上重要な役割を果たしている。

(5) 道路

町の幹線道路網は、町内を東西に貫く国道4号と半島部を周回する県道夏泊公園線、南部にのびる県道清水川・滝沢野内線をはじめ、これらに接続する町道から構成されている。

3. 気象

当町は、陸奥湾に面し、偏東風(ヤマセ)と呼ばれる季節風が、 $6\sim7$ 月を中心に吹き、低温多湿となり、しばしば冷害を生じる。また、冬季間の積雪量は、県内でも多い地域である。

4. 人口及び世帯

人口は、資料1のとおり微減傾向にあるが、その一方で世帯数の増加がみられ、核家族化の進行や、 一人暮らし世帯が増えている。

5. 土地利用状況

当町の面積は、217.08k㎡であるが、県が作成する地域森林計画によると森林が78%以上を占めるなど、その大半が山岳地であり、農用地は、約10%、宅地は約1%となっている。

6. 産業及び産業構造の変化

第1次産業は、漁業の主柱たるホタテ養殖が安定期にあり、また米作を中心とした農業は、基盤整備、機械化が進展する一方、減反政策により転作等が進められている。第2次産業においては、ホタテ加工を主とした食料加工が中心である。第3次産業は、小売業及びサービス業が大半を占め、昭和55年以降、構成比が第1次産業を抜いている。

なお、各産業別の就業者人口並びに産業全体に占める構成比及び産業の構造の変化は、資料2のと おりである。

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布していることが認められている津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、 さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石村中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21km にわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向 へ続いている。
青森湾西岸断層帯(青森 湾西断層、野木和断層及 び入内断層)	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西 〜南南東方向に延びている。

第8節 災害の記録

1. 地震

(1) 十勝沖地震

ア. 地震の規模

昭和43年5月16日午前9時青森気象台の地震計は、ゆるやかな震動を記録し、約30秒位後に強い横揺れとなり、最大震度5 (M7.9) を記録した。

全国の地震観測網によって気象庁が観測した震源地は、北緯40.7度、東経143.7度で 八戸市の東方約180kmの地点、震度の深さは約40kmと断定された。

イ.被害の状況

県内全域の被害総額は、約470億円に達し、死者46名、行方不明2名、負傷者61名、全壊911戸、半壊4,851戸、一部損壊47,961戸の建物被害のほか、火災発生、交通の途絶、電信電話の普通、水道の断水など甚大な被害を受けた。

当町においても、田ノ沢溜池、中村溜池の堤防に亀裂が生じ、住家、非住家の被害総額は、1 億2千775万円に至った。

ウ. 応急対策

この震災で田ノ沢溜池、中村溜池の堤防に大型の亀裂が発見されたので、ただちに下流域の住民を避難させるとともに堤防の原型復旧にあたる。又、県では、激甚法を適用し、西堤防の災害復旧事業総額は、1億1千878万8千円に及んだ。

(2) その他の地震

近年、当町においては、大きな被害がなかったものの、次の地震が発生している。

①日本海中部地震

昭和58年5月26日午後零時頃、県内全域に強い地震が観測された。

震源地は、秋田沖の日本海中部で、震源の深さは、40kmの地点、震源の規模は、M7.7、 隣接する青森市において震度4の中震を記録するなど、当町においても強い揺れを感じた。

この地震で、日本海沿岸一帯を津波が襲ったこともあり、死者17人、負傷者25人、全壊447戸、半壊865戸、一部損壊3,018戸、床上浸水62戸、床下浸水152戸など総額518億円余りに達する被害が発生した。

また、県内の鉄道が地震とともに全面ストップしたほか、東北本線も一時不通となった。

②北海道南西沖地震

平成5年7月12日午後10時17分北海道南西沖を震源とするM7.8の地震が発生し、隣接する青森市において震度4(中震)を記録するなど、当町においても強い揺れを感じた。

震源地は、北緯42度8分、東経139度4分で震源の深さは50kmと推定された。

北海道奥尻島を中心に大津波、家屋の損壊・浸水、家屋の焼失、道路の損壊、船舶の被害等により、多数の死傷者、行方不明者がでる甚大な被害を受けた。

③三陸はるか沖地震

平成6年12月28日午後9時19分頃、三陸はるか沖のごく浅いところを震源とするM7. 5の地震が発生し、八戸市で震度6、青森、むつ、盛岡市においても震度5 (強震)を観測した 外、北海道から中部にかけての広い範囲で有感となった。

震源地は、北緯40度27分、東経143度43分である。

八戸市を中心に、県南では多数の死傷者、家屋の全壊・損壊、道路、港湾施設、上下水道をは じめライフラインに甚大な被害を生じた。

④三陸はるか沖地震の最大余震

平成7年1月7日午前7時37分頃、三陸はるか沖地震の最大余震が発生し、八戸市で震度5を青森市、むつ市、市浦村、深浦町で震度4を観測した。この地震により、負傷者95名、家屋の全半壊等の被害を生じた。

⑤東北地方太平洋沖地震

平成23年3月11日午後2時46分頃、国内観測史上最大規模の三陸沖を震源とするM9. 0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけて広い範囲で震度6弱か ら1を観測し、当町においても震度4を観測した。

震源地は、北緯38度1分、東経142度9分で震源の深さは24kmの地点である。

この地震により東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸で非常に高い津波を観測し、各地で甚大な被害が発生した。

また、この地震による災害については「東日本大震災」と呼ぶことが平成23年4月1日に閣議決定された。

この地震においては東北地方太平洋沖地震以降に発生した余震による被害も含め、死者 19,22 5人、行方不明者 2,614人、負傷者 6,219人、家屋の全壊 127,830棟、半壊 275,807棟、一部損壊 766,671棟、床上浸水 3,409棟、床下浸水 10,217棟などの被害が生じた。(平成 2 7年 3 月 1 日現在、総務省消防庁による)

2. 津波

チリ沖地震による津波

昭和35年5月23日午前4時11分頃、震源地チリ中部沿岸で発生した地震により、翌日24日早朝、北海道、三陸沖を中心に大津波が日本を襲った。

「青森土木事務所(現・東青地域県民局地域整備部)の調べでは、太平洋の津波は陸奥湾にも影響し、同24日朝、約2mも潮が引いたが、その後高潮となり、午前9時現在青森港で1.7mの高潮となるなど干満の差が大きく、浸水家屋もでた」。

被害戸数534戸、被害人員2,934人、死亡者にあっては11人、被害総額は2,111,923千円にのぼった。

当町においても、人的被害こそ無かったものの、「浦田沖合約千メートルのところで西平内第 一漁協のホタテとり機九カ所が流失」等の被害が生じた。

- 註1 『東奥日報』昭和35年5月24日(火)夕刊1p
 - 2 『東奥日報』昭和35年5月25日(水)朝刊5p

第9節 地震・津波による被害想定

1. 平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震及び想定内陸直下型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。

なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないこと に留意する必要がある。

1. 青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第1波到達時間
想定太平洋側海溝型地震	47,000人	201,000棟	30分~60分
想定日本海側海溝型地震	11,400人	53,000棟	6 分~30 分
想定内陸型地震	12,900人	64,000棟	1分~5分

2. 平内町

	死者・負傷者数	建物全半壊数
想定太平洋側海溝型地震	320人	2,390棟
想定日本海側海溝型地震	20人	190棟
想定内陸型地震	850人	4,500棟

第10節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震・津波災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震・津波災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度から25年度まで及び平成27年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。